

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「顧客」、「株主」、「社員」、「社会」といったあらゆるステークホルダーを重視していますが、その中でも、継続的に利益を伴った成長を遂げ、株主価値を拡大することが極めて重要な経営課題の一つと認識しております。そのために、法令を遵守し、経営及び業務の全般にわたって透明性、客観性を確保するよう、取締役会、監査役会等の監督、監査機能の強化に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスに関する法改正への対応やより一層の投資家保護・株主重視の施策をはかる所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4)招集通知の英訳

当社株主名簿上、機関投資家及び海外投資家の持株比率はまだ少ない状況であったため、今までは英訳を行っておりませんでした。現在当社内で検討のうえ各種資料の翻訳をすすめております。

(補充原則3-1-2)英語での情報の開示・提供

当社は、今後株主総会招集通知、決議通知、決算短信、決算説明会資料等の英訳を進めてまいります。

(原則3-1)(5)取締役・監査役候補者の選任理由の開示

当社は社外取締役・監査役候補の選任理由は開示しておりますが、社内候補者については開示しておりませんでした。

今後候補者を選任する場合は開示するよう努めます。

(原則4-8)独立社外取締役2名以上の選任

当社は現在5名の取締役(内、独立社外取締役1名)を選任しており、現時点の事業規模において十分に取締役会の役割・責務を果たせると考えております。今後につきましては、企業規模の拡大も踏まえながら継続的に適任者を探し、登用を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)いわゆる政策保有株式

1)上場株式の政策保有に関する方針

当社は、取引関係の強化等の目的のため政策保有株式として上場株式を保有することがあります。

また、当社は、政策保有株式について中長期的な経済合理性や保有先との関係性を検証することにより保有リスクの最小化に努め、取締役会において定期的または適時に保有の適否を見直します。

2)政策保有株式の議決権行使の方針

当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、保有先の中長期的な企業価値向上および当社の株主価値増大に資するかどうかを総合的に勘案し、議案ごとに賛否の判断を行い行使します。

(原則1-7)関連当事者間の取引

当社は、取締役との間の取引につき、会社法の定めに従い、取締役会の承認事項としております。また、主要株主との間の取引についても、同様に取締役会の承認事項としており、独立社外取締役を含む取締役会において、取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性等について審議しております。

(原則3-1)情報開示の充実

1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループには、TO BE OPEN TO CHANGE(変化にオープンであれ)という考えのもと、

ソフトブレイングループは「常に変化を迎え入れる」「株主のものであり、社員と顧客のためにある」「地域社会に貢献しつつ、人種、性別などの相違を乗り越えた普遍価値を共有する」「事実に基づき、本質を追究する」という根幹となる4つの企業理念があります。

この理念に基づいて、長期的かつ安定的に発展し、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、地域社会、行政機関等当社が重要と位置づけている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていく上で、コーポレートガバナンスを重視しております。経営戦略、経営計画については、株主総会・決算説明会などの場で説明を行い、あわせて資料の開示を行っております。

<ウェブサイト>

決算情報

http://www.softbrain.co.jp/investor/settlement_list/

3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の個別の報酬等の額を、独立社外取締役を含む取締役会において審議・決定しております。

取締役に対する報酬等は、業務執行取締役については定額の基本報酬と事業年度の業績に応じて支給される業績連動報酬から構成され、社外取締役については定額の基本報酬から構成されております。また、取締役には、当社企業価値の向上に向けたインセンティブとして、株式取得報酬が適宜付与されることがあります。詳細は、本報告書2-1.「取締役報酬関係／報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりとなります。

- 4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (1)取締役・監査役候補者の指名の方針
- 取締役・監査役候補者は、性別・国籍等にかかわらず、個々人の人格及び識見・専門性を考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としております。これに加え、取締役候補者については、当社の企業理念を理解・実践し、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献できる者を指名します。また、監査役候補者については、監査役に財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上となるように指名します。
- (2)取締役・監査役候補者の指名の手続
- 取締役候補者の指名は、代表取締役社長が候補者案を作成し、独立社外取締役を含む取締役会で審議決定しております。監査役候補者の指名は、代表取締役社長が候補者案を作成し、監査役会の同意を得た上、独立社外取締役を含む取締役会で審議・決定しております。
- (補充原則4-1-1)経営陣に対する委任の範囲
- 当社は、取締役会が経営陣に対して委任する範囲を取締役会規程において規定しております。具体的には、取締役会は、法令上取締役会決議を要する事項のほか、年度予算の決定等の経営一般に関する重要事項や、組織改定等の組織・人事に関する重要事項等について審議・決定しており、それ以外の意思決定及び業務執行権限については経営陣に委任しております。
- (原則4-9)独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
- 当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たす者を独立社外取締役としております。
- (補充原則4-11-1)取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方
- 当社は、事業規模に照らして合理的な員数の取締役により取締役会を構成するとともに、取締役会の構成メンバーとして、経営、会計、金融、開発等の専門知識や経験を備えた人物をバランスよく配置すべきであると考えております。
- (補充原則4-11-2)社外取締役・社外監査役の兼任状況
- 当社は、取締役・監査役の上場会社への兼務状況につきましては、有価証券報告書等に全て記載しております。
- (補充原則4-11-3)取締役会全体の実効性についての分析・評価
- 当社は、取締役会の実効性の分析・評価を行います。取締役会の現況を把握できる適切な評価項目を定め、多面的な評価を実施いたします。直近では2015年度年間を通じての調査を実施しており、取締役会が実効的に機能している旨を確認しています。
- (補充原則4-14-2)取締役・監査役に対するトレーニングの方針
- 新任の取締役・監査役に対しては、就任時に会社概要、経営戦略、財務戦略等の基本情報を共有するとともに、新任の取締役・監査役において必要な知識を習得するために要する費用を一定の範囲で負担しております。加えて、事業理解の促進の場を適宜設けているほか、社外役員に対しては、主要事業の事業戦略を担当役員から共有するなどの取組みを行っております。
- (原則5-1)株主との建設的な対話に関する方針
- 1)基本的な姿勢
- 当社では、投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合等の重要情報の開示について、東京証券取引所が定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に沿って情報開示を行っております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様のご要望にお応えするため、できる限り積極的かつ公平に開示しております。
- 2)対話を促進するための体制
- 経営管理部門を統括する取締役は、IR活動に関する資料の作成や情報共有に関し、IRに関連する部署間の日常的な連携を図るとともに、株主、投資家からの対話の要請に対して、対話に臨むとともに代表取締役そのほかの経営層と株主・投資家との対話の機会を確保し、株主・投資家にとって有益な場を作るよう努めます。
- 3)IR/SR活動充実の取り組み
- 適時開示規則に該当する情報については、その定めに従って、東京証券取引所への事前説明の後、同取引所の提供する「TDnet(適時開示情報伝達システム)」を通じて公開するとともに、公開後、すみやかに本ウェブサイトにも同一資料を掲載しております。
- 4)株主・投資家の意見の経営層へのフィードバック
- IR担当者は、取締役会及び経営層へ、対話を通じて把握された株主・投資家の意見や懸念のフィードバックを定期的にまた必要に応じて行います。
- 5)インサイダー情報の管理
- 当社では、決算発表の準備期間において、株価に影響のある情報が漏れることを防ぐため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間として、決算に関するコメントや質問への回答を控えております。ただし、沈黙期間中に予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、適宜、情報開示を行うこととしております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、適時開示の趣旨を踏まえて、できるだけ正確かつ公平に、これらの情報が株主・投資家の皆様に伝達されるよう配慮しております。
- 6)株主構造の把握
- 当社は、半期末ごとの株主名簿において株主構造を把握しております。実質的に株式を保有する株主調査は特に実施しておりませんが、当社の実質株主であるとして当社に対して対話を要請する者に対しても、可能な限り対応を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フュージョンパートナー	13,400,000	45.57

宋 文洲	2,365,900	8.05
KBL EPB S. A. 107704 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,140,800	3.88
メルリリンチ日本証券株式会社	700,000	2.38
山本 久恵	555,000	1.89
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	530,900	1.81
山内 正義	500,000	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	383,500	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	297,700	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	295,700	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
沖田 貴史	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沖田 貴史	○	——	当社との関係において、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、当社との間に特別の利害関係はないため一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことに加え、経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことにより、社外取締役及び独立役員としての職務を適切に遂行できると判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の人数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門及び会計監査人からそれぞれの重点監査項目等に関する報告及び監査結果に関する報告を受けております。各監査の実施主体が意見交換することにより、相互に連携を図り、それぞれの監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
名越 秀夫	他の会社の出身者													
原田 伸宏	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名越 秀夫	○	――	当社との関係において、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、当社との間に特別の利害関係はないため一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、公正・中立の立場で監査が可能であり、また弁護士であることから職業専門家としての高い倫理観を有し、適切な助言・提言をいただけるため、社外監査役及び独立役員として選任しております。
原田 伸宏	○	――	当社との関係において、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、当社との間に特別の利害関係はないため一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、公正・中立の立場で監査が可能であり、また公認会計士・税理士であることから職業専門家としての高い倫理観を有し、適切な助言・提言をいただけるため、社外監査役及び独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

以下のような当社の取締役報酬規程に基づき、第24期の有価証券報告書において開示しております。

6. 役員報酬決定の方法及びその方針の内容 C. 業績連動報酬の決定基準

1. 当該事業年度の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、当該事業年度における当社連結損益計算書の連結税金等調整前当期純利益（但し、当該事業年度における業績連動報酬総額を計上せずに計算したもの。以下「連結税金等調整前当期純利益」という）を基準に以下の算定方法に従い算定される額を、当該事業年度に関する定時株主総会終了後に支給するものとする。

(1) 当該事業年度の業績連動報酬総額（以下「当期業績連動報酬総額」という）は、以下の「連結税金等調整前当期純利益連動額」に「期初予想値達成度係数」を乗じた額とする。但し、当該額が本報酬総額上限額から当期基本報酬総額を控除した額を超える場合には、本報酬総額上限額から当期基本報酬総額を控除した額を当該事業年度の業績連動報酬総額とする。

尚、租税公課など単年度損益確定後に算出する一部の費目については、合理的に見積もられた予測値を用いて連結税金等調整前当期純利益連動額を計算する。

1) 「連結税金等調整前当期純利益連動額」
「連結税金等調整前当期純利益連動額」は、以下の合計額とする。

連結税金等調整前当期純利益：連結税金等調整前当期純利益連動額
0円超 8.33億円以下の部分：左記部分の3%相当額
8.33億円超 16.67億円以下の部分：左記部分の2.4%相当額
16.67億円超の部分：左記部分の1.8%相当額

2) 「期初予想値達成度係数」
「期初予想値達成度係数」とは、業績連動報酬総額控除前における連結当期純利益の額を、当該事業年度の期初において公表されていた当該事業年度における当社連結グループの予想連結当期純利益の額で除した数値に応じて、以下のとおりとする。

連結当期純利益 ÷ 当該事業年度における当社連結グループの予想連結当期純利益：期初予想値達成度係数
0.7 以下の場合：0
0.7 超0.8 以下の場合：0.5
0.8 超0.9 以下の場合：0.75
0.9 超の場合：1

(2) 各業務執行取締役の当該事業年度における業績連動報酬額は、以下の算定方法に従い算定のうえ（なお、1,000円未満は切り捨てるものとする）、支給するものとする。なお、支給の時期は、原則として当該事業年度に関する定時株主総会後1ヶ月以内とし、具体的な支給時期、支給の方法その他については、適宜取締役会又は取締役会の委任を受けた代表取締役において定めるものとする。

各業務執行取締役の当該事業年度における業績連動報酬額
＝（当期業績連動報酬総額 × 当期業績連動報酬総額に対する割合）

(3) 当期業績連動報酬総額に対する割合
当期業績連動報酬総額に対する割合は、毎年有価証券報告書提出前に、取締役会又は取締役会より委任を受けた代表取締役において、取締役の職責、業績に対する貢献度、その他諸般の事情を考慮し、決定するものとする。

(4) 各業務執行取締役の業績連動報酬額のうち、20%に相当する額（なお、1万円未満は切り捨てるものとする）を役員持株会へ拠出するものとする。

但し、各業務執行取締役が役員持株会へ拠出する金額の上限は1,188万円とし、

上限を超過した部分については現金で支給する。

なお、平成28年12月期の「当期業績連動報酬総額に対する割合」は下記の通りとなります。

会社における地位 氏 名 割合(%)
代表取締役 豊田 浩文 41
取締役 木下 鉄平 22
取締役 長田 順三 22
取締役 加藤 明 15
(注)業績連動報酬額は、マイナスにならないものとする。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

個別の報酬額については開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

以下のような当社の取締役報酬規程に基づき、第24期の有価証券報告書において開示しております。

6. 役員報酬決定の方法及びその方針の内容

取締役会の決定により定める取締役報酬規程に基づき下記のとおり各取締役の報酬額を決定しており、当該取締役報酬規程の概要は以下のとおりであります。なお各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。

A. 取締役報酬の方針

- 優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮を可能ならしめると同時に、取締役の経営に対する責任を明確にすることを目的とする。
- 取締役の報酬は、原則として、
 - 定額の基本報酬
 - 当該事業年度の業績に応じて支払われる業績連動報酬(但し、法人税法第34条第1項第3号に定められる業務執行役員に該当する取締役(以下「業務執行取締役」という)を対象とし、社外取締役は対象としないものとする)からなるものとする。

このほか、取締役に、当社企業価値の向上に向けたインセンティブとして、株式取得報酬が適宜付与されることがある。

B. 基本報酬の決定基準

- 全取締役の基本報酬の総額は、株主総会により定められた全取締役の報酬総額上限額(以下「本報酬総額上限額」という)の80%相当額を上限として、前条の方針に基づき、前事業年度の当社及び当社連結グループ(当社並びに連結決算の対象となる当社子会社及び関連会社をいう。以下同じ)の業績等を考慮し、取締役会にて決定する。
- 本報酬総額上限額の80%相当額の範囲内において、取締役の員数、代表権の有無、職務内容、管掌する部署、前事業年度の当社及び当社連結グループの業績への貢献度、個人の能力、経験等(以下「本諸要素」という)に鑑み、取締役会又は取締役会より委任を受けた代表取締役が、各取締役の基本報酬額を決定する。
- 本報酬総額上限額及び各取締役の基本報酬は定時株主総会開催月の翌月から次の定時株主総会開催月の1年間につき定め、各取締役の基本報酬は、毎月12分の1ずつ支給されるものとする。
- 当該事業年度中において取締役の員数に変更があった場合、各取締役につき本諸要素の変動があった場合等各取締役の基本報酬額の見直しが必要となった場合には、取締役会の決議により、基本報酬総額の範囲内において、各取締役の基本報酬額を見直すことができることを確認する。

C. 業績連動報酬の決定基準

1. 当該事業年度の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、当該事業年度における当社連結損益計算書の連結税金等調整前当期純利益（但し、当該事業年度における業績連動報酬総額を計上せずに計算したもの。以下「連結税金等調整前当期純利益」という）を基準に以下の算定方法に従い算定される額を、当該事業年度に関する定時株主総会終了後に支給するものとする。

(1) 当該事業年度の業績連動報酬総額（以下「当期業績連動報酬総額」という）は、以下の「連結税金等調整前当期純利益連動額」に「期初予想値達成度係数」を乗じた額とする。但し、当該額が本報酬総額上限額から当期基本報酬総額を控除した額を超える場合には、本報酬総額上限額から当期基本報酬総額を控除した額を当該事業年度の業績連動報酬総額とする。

尚、租税公課など単年度損益確定後に算出する一部の費目については、合理的に見積もられた予測値を用いて連結税金等調整前当期純利益連動額を計算する。

1) 「連結税金等調整前当期純利益連動額」
「連結税金等調整前当期純利益連動額」は、以下の合計額とする。

連結税金等調整前当期純利益：連結税金等調整前当期純利益連動額
0円超 8.33億円以下の部分：左記部分の3%相当額
8.33億円超 16.67億円以下の部分：左記部分の2.4%相当額
16.67億円超の部分：左記部分の1.8%相当額

2) 「期初予想値達成度係数」
「期初予想値達成度係数」とは、業績連動報酬総額控除前における連結当期純利益の額を、当該事業年度の期初において公表されていた当該事業年度における当社連結グループの予想連結当期純利益の額で除した数値に応じて、以下のとおりとする。

連結当期純利益 ÷ 当該事業年度における当社連結グループの予想連結当期純利益：期初予想値達成度係数
0.7 以下の場合：0
0.7 超0.8 以下の場合：0.5
0.8 超0.9 以下の場合：0.75
0.9 超の場合：1

(2) 各業務執行取締役の当該事業年度における業績連動報酬額は、以下の算定方法に従い算定のうえ（なお、1,000円未満は切り捨てるものとする）、支給するものとする。なお、支給の時期は、原則として当該事業年度に関する定時株主総会后1ヶ月以内とし、具体的な支給時期、支給の方法その他については、適宜取締役会又は取締役会の委任を受けた代表取締役において定めるものとする。

各業務執行取締役の当該事業年度における業績連動報酬額
＝（当期業績連動報酬総額 × 当期業績連動報酬総額に対する割合）

(3) 当期業績連動報酬総額に対する割合
当期業績連動報酬総額に対する割合は、毎年有価証券報告書提出前に、取締役会又は取締役会より委任を受けた代表取締役において、取締役の職責、業績に対する貢献度、その他諸般の事情を考慮し、決定するものとする。

(4) 各業務執行取締役の業績連動報酬額のうち、20%に相当する額（なお、1万円未満は切り捨てるものとする）を役員持株会へ拠出するものとする。

但し、各業務執行取締役が役員持株会へ拠出する金額の上限は1,188万円とし、上限を超過した部分については現金で支給する。

なお、平成28年12月期の「当期業績連動報酬総額に対する割合」は下記の通りとなります。

会社における地位 氏 名 割合（％）

代表取締役 豊田 浩文 41

取締役 木下 鉄平 22

取締役 長田 順三 22

取締役 加藤 明 15

（注）業績連動報酬額は、マイナスにならないものとする。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行います。

社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は以下のような体制を築き、適正な体制を築いております。

＜内部統制システムより抜粋＞

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎として、取締役会を、原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督します。

当社は、経営と業務執行の分離を図るために執行役員制度を導入し、各執行役員が取締役会の決定方針、監督の下に業務執行を分担することにより、経営の効率化を図ります。

執行役員の業務執行については、取締役会・経営会議において、業務執行状況の確認・報告等を行い、重要な事項については合議により意思決定を行います。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、業務システムの合理化やIT化を推進します。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・マニュアルや研修等を通じて、使用人が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と周知徹底し、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立します。

内部監査室により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、使用人の職務の執行状況を監視します。内部監査室は、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長へ報告します。

6. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、すべての子会社に当社の取締役及び監査役を取締役及び監査役として派遣し、当社の各子会社の重要事項が、当社から派遣された取締役及び監査役を通じて当社に報告される体制を構築します。

当社は、子会社から、定期的・継続的に、取締役会議事録、月次決算書類その他子会社の経営内容を的確に把握するための資料の提出を受け、必要に応じて取締役会に報告します。子会社において適時開示事項が発生した場合、取締役会・経営会議等に報告される体制を構築します。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の代表取締役社長及びリスク管理の担当取締役は、当社及びその子会社から成る企業集団の経営戦略や経営計画を策定もしくは意思決定する上で必要とされるリスク情報の洗い出しを行い、当社の取締役会等で各施策の判断をする際に、その材料として提供をします。

当社の子会社を担当する部門は、子会社における損失の危険の発生を把握した場合には、速やかにその内容及び当社に対する影響等を、取締役会・経営会議等に報告する体制を構築します。

(3) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びその子会社は、子会社における経営計画、重要な投資等の経営に重要な事項について、子会社と事前に協議するなど、緊密な連携を保ち、企業集団全体の業績の向上、事業の繁栄を目指します。

当社は、企業集団で共通の会計システムを導入しているほか、子会社との間で共通のネットワークやファイルサーバを利用し、企業集団間で情報が円滑に流通する体制を整備します。

(4) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程を、当社の子会社の役職員にも適用します。

当社は、当社の子会社の役職員が、業務上、コンプライアンスに関する問題を認識した場合にCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)に直接報告・相談できるコンプライアンス相談ラインを整備します。

当社は子会社における不適切な取引・会計処理を防止するため、定期的に内部監査室を子会社へ派遣するほか、必要に応じて管理部門を子会社へ派遣し、監査を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため監査役3名中の2名を社外監査役としています。2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確な経営監視を実行しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第24期定時株主総会においては、平成28年3月9日（水）に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年3月26日（水）開催の第16期定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使対応を開始いたしました。
その他	当社Webページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては、当社Webページに公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回アナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会の資料をWebページにて公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部 経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念において「ソフトブレーングループは株主のものであり、」と明記し、常に経営において株主を意識しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

ソフトブレーン株式会社／内部統制の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備します。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけます。

当社取締役会・経営会議等でのコンプライアンスに関する議論等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底します。

当社取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催します。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、内部者取引管理規程等の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。これらの事務については、管理本部管掌取締役が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、定期的に取締役会に報告します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、今後発生が予測される様々な企業リスクを回避もしくは最小限に抑えるべく対応策の基本方針を決定し、事前に適切に準備をします。具体的には、代表取締役社長及びリスク管理の担当取締役が、当社の経営戦略や経営計画を策定もしくは意思決定する上で必要とされるリスク情報の洗い出しを行い、取締役会等で各施策の判断をする際に、その材料として提供をします。その他災害の発生や役員等が不適正な業務執行を行うことによって当社の経営に重大な損害を及ぼすリスクを回避もしくは最小限に抑えるための体制を整備します。

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施します。内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとします。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎として、取締役会を、原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督します。

当社は、経営と業務執行の分離を図るために執行役員制度を導入し、各執行役員が取締役会の決定方針、監督の下に業務執行を分担することにより、経営の効率化を図ります。執行役員の業務執行については、取締役会・経営会議において、業務執行状況の確認・報告等を行い、重要な事項については合議により意思決定を行います。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、業務システムの合理化やIT化を推進します。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・マニュアルや研修等を通じて、使用人が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と周知徹底し、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立します。

内部監査室により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、使用人の職務の執行状況を監視します。内部監査室は、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長へ報告します。

6. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、すべての子会社に当社の取締役及び監査役を取締役及び監査役として派遣し、当社の各子会社の重要事項が、当社から派遣された取締役及び監査役を通じて当社に報告される体制を構築します。当社は、子会社から、定期的・継続的に、取締役会議事録、月次決算書類その他子会社の経営内容を的確に把握するための資料の提出を受け、必要に応じて取締役会に報告します。

子会社において適時開示事項が発生した場合、取締役会・経営会議等に報告される体制を構築します。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の代表取締役社長及びリスク管理の担当取締役は、当社及びその子会社から成る企業集団の経営戦略や経営計画を策定もしくは意思決定する上で必要とされるリスク情報の洗い出しを行い、当社の取締役会等で各施策の判断をする際に、その材料として提供をします。

当社の子会社を担当する部門は、子会社における損失の危険の発生を把握した場合には、速やかにその内容及び当社に対する影響等を、取締役会・経営会議等に報告する体制を構築します。

(3) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びその子会社は、子会社における経営計画、重要な投資等の経営に重要な事項について、子会社と事前に協議するなど、緊密な連携を保ち、企業集団全体の業績の向上、事業の繁栄を目指します。

当社は、企業集団で共通の会計システムを導入しているほか、子会社との間で共通のネットワークやファイルサーバを利用し、企業集団間で情報が円滑に流通する体制を整備します。

(4) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程を、当社の子会社の役職員にも適用します。

当社は、当社の子会社の役職員が、業務上、コンプライアンスに関する問題を認識した場合にCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)に直接報告・相談できるコンプライアンス相談ラインを整備します。

当社は子会社における不適切な取引・会計処理を防止するため、定期的に内部監査室を子会社へ派遣するほか、必要に応じて管理部門を子会社へ派遣し、監査を行います。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、その人数、要件、期間及び事由を勘案し、速やかに適任者を選任します。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・監督の下、監査役の監査業務をサポートし、当社は、当該使用人の人事異動、評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

9. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び使用人は、当社及びその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。また、常勤監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることとします。取締役及び使用人は、監査役が報告を要請した事項については、速やかに報告を行います。

監査役は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室から業務監査内容についての説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図ります。

当社CCOは、コンプライアンス相談ラインで報告・相談された当社及びその子会社におけるコンプライアンスに関する問題について、必要に応じて、監査役に報告を行います。

当社は、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社において周知徹底するものとします。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

当社の代表取締役社長は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査室との適切な意思疎通及び効果的な監査業を実施するための体制を構築します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては断固とした態度で対応しなければならないと考えております。特に総会屋等からの要求に対しては毅然とした態度で臨み、株主権の行使に関し財産上の利益を供与するようなこと等があってはならず、さらに不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除する必要があります。もしも意図せずしてそうした団体や個人と何らかの関係をもってしまった場合、その事実を迅速に関係部署に報告し、事後の行動に関して適切な指示を受けることとしております。

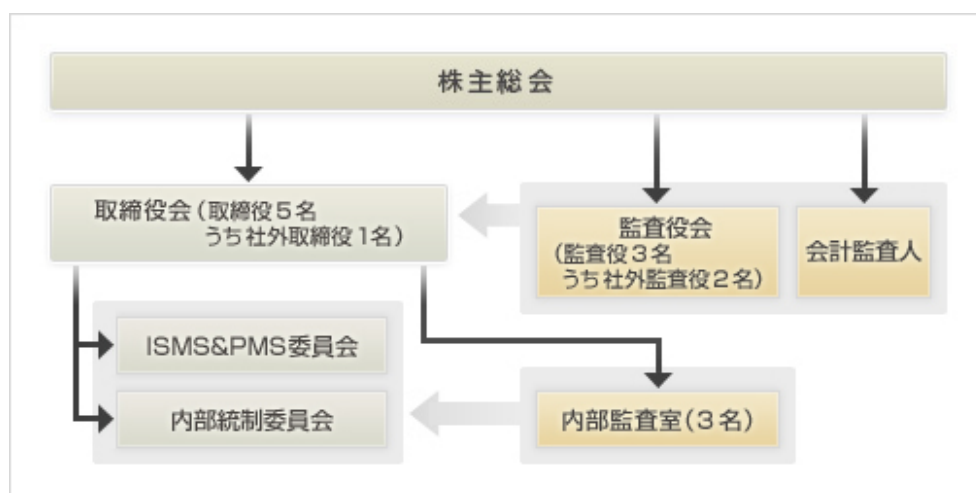
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



(適時開示体制概要書)

当社は、公正かつ適時・適切な会社情報の開示が行われるよう、当社グループに関する重要な財務的、社会的な事象について、取締役会、経営会議において検討を行い開示の内容、方法等について検討を行ったうえで、ニュースリリースの発表や、「金融商品取引法に基づく有価証券取引報告書等の開示書類に関する電子開示システム」、Webページを始めとするさまざまな情報伝達手段を活用し、投資者の皆様によりわかりやすい開示を行うよう努めております。

